

相談支援事業所の取組実績

1. 計画相談に関する業務

- ①障害児支援利用計画およびサービス等利用計画の作成
 - ▶ 障害福祉サービスの利用を希望する方に対し、障害児支援利用計画およびサービス等利用計画を作成する。
- ②事業所訪問等によるモニタリングの実施
 - ▶ 定期的に本人が利用している障害福祉サービス事業者等を訪問し、サービスの利用状況や支援の提供状況等を確認し記録を行うとともに、障害児支援利用計画およびサービス等利用計画の更新または変更を行う。
- ③障害福祉サービス等の利用調整
 - ▶ 本人及び家族が希望する障害福祉サービス等を提供している事業者に連絡し、受け入れの可否及び利用日数等の調整を行う。
- ④サービス担当者会議の開催
 - ▶ 本人が利用する障害福祉サービス事業者や医療機関、学校等の関係機関の日程調整をして招集し、本人への支援状況の確認や今後の支援について協議する。また、必要に応じて障害児支援利用計画およびサービス等利用計画の変更を検討する。
- ⑤関係者会議への参加
 - ▶ 本人が利用する障害福祉サービス事業者や医療機関、学校等の関係機関が主催する、関係者会議へ参加し、必要に応じて障害児支援利用計画およびサービス等利用計画の変更を検討する。
- ⑥関係機関への情報提供及び情報収集
 - ▶ 本人の同意のもと、本人が利用している障害福祉サービス事業者や医療機関、学校等へ連絡し、支援に必要な情報を提供、または情報を収集する。
- ⑦同行支援
 - ▶ 本人及び家族が希望する障害福祉サービス等を提供している事業所への見学、医療機関への受診等、必要に応じて本人に同行し、本人の不安の軽減を図ると同時に関係機関に対して必要な情報を提供する。
- ⑧本人及び家族が抱える不安に関する相談や関係機関からの連絡調整に関する相談への対応
 - ▶ 本人や家族からの生活全般に関わる不安や、体調や精神的な不調による不安等の相談を受け、本人及び家族の不安の軽減を図る。併せて、関係機関からの連絡調整等の相談に対し、将来的には関係機関同士で連絡を取り合えるようにすることを念頭に対応する。
- ⑨緊急時への対応
 - ▶ 主たる介護者が救急搬送される等の緊急時において、行政と連携し短期入所等の手配などを行う。
- ⑩不適切な支援への対応
 - ▶ 日々の面談、訪問、情報共有を通じて、本人が家族や支援者から虐待及び不適切な支援を受けていないか確認し、虐待及び不適切な支援が行われていると思われる際には、虐待防止センターに速やかに相談（虐待通報）する。

2. 相談支援事業所連絡会への参加

- ▶ 毎月開催される相談支援事業所連絡会に参加し、計画相談に関する事項や市内の相談支援体制に関する事項について協議、検討を行う。

《取組内容》

- ・ 計画相談に関わる国分寺様式の作成
- ・ 計画相談に関する事務手続きの簡素化についての協議

- ・計画相談の児者転換ケースの事例検討
- ・計画相談に関する加算についての勉強会
- ・緊急入所保護事業に関する事前把握等について検討
- ・ライフステージに合わせた切れ目のない相談支援についての協議 など

3. 基幹相談支援センターが主催する研修への参加

- ▶ 基幹相談支援センターが主催する研修に参加し、自身のスキルアップを図る。

①新任研修【年1回】

- ▶ 障害福祉サービスに関する支給決定基準や制度に関する知識を獲得するための研修会。

②ブラッシュアップ研修【年1回以上】

- ▶ 障害福祉分野に限らず地域の社会資源に関する知識の獲得や、相談支援専門員のメンタルヘルス等をテーマとした研修会。

③事例勉強会【年2回】

- ▶ 相談支援専門員が抱える困難事例や計画相談の児者転換事例等について、事例に適した講師を交え市内の相談支援専門員及び行政職員、関係機関の職員とともに支援を検討する勉強会。

④個別コンサルテーション【市内の相談支援事業所全体で年間9事例】

- ▶ 相談支援専門員やサービス提供事業所の職員が対応に苦慮している事例について、その事例に関わる支援者とともに、医師や弁護士、臨床心理士等の専門家から個別にコンサルテーションを受ける。

⑤ネットワーク研修Ⅰ（地域移行）【年1回】

- ▶ 精神保健福祉部会の取組や精神科病院が行っている地域移行の取組等を知ると同時に、精神科病院と地域支援者のネットワークの構築をテーマとした研修会。

⑥ネットワーク研修Ⅱ（高齢-障害）【年1回】

- ▶ 8050世帯に対し高齢分野と障害分野の協働による、世帯を支える支援体制の構築や、障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズなサービス調整といった、高齢分野と障害分野の連携をテーマとした研修会。

⑦ネットワーク研修Ⅲ（児童）【年1回】

- ▶ 障害児（者）への性支援等の知識を獲得することや、障害児だけでなく、その家族全体を支えるための支援体制の構築をテーマとした研修会。

⑧支援者向け虐待防止研修【年1回】

- ▶ 障害のある方の尊厳を守るために必要な障害者虐待防止法や意思決定支援について学ぶ研修会。

4. 地域体制強化共同支援の実施

- ▶ 地域生活支援拠点に位置付けられた相談支援事業所が行う、福祉サービス等を提供する事業者の3者以上が集まり、個別ケースに関わる支援を検討し、そこから見えてくる地域課題を本人の同意のもと、基幹相談支援センターを通して自立支援協議会に報告する。

《実績》

- ▶ 令和2年度：37件
- ▶ 令和3年度：71件
- ▶ 令和4年度：62件

5. 基幹相談支援センターによる事業所訪問への対応

- ▶ 毎年4月～6月で実施される基幹相談支援センターによる事業所訪問において、日々の業務の中で見えてきた地域課題や、業務改善に向けた提案等をする。